

## 高額介護サービス費の支給について

介護保険では、同じ月に利用したサービスの1割～3割の利用者負担の合計が、下表の負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費として後から支給されます。  
※ショートステイの食費・居住費、日常生活費等の費用の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象となりません。

(表) 利用者負担段階と高額介護サービス費の負担上限

(1か月)

| 所得段階 | 所得区分                                           | 上限額  |          |
|------|------------------------------------------------|------|----------|
| 第1段階 | ①生活保護の被保護者                                     | ① 個人 | 15,000円  |
|      | ②15,000円への減額により生活保護の被保険者とならない場合                | ② 世帯 | 15,000円  |
|      |                                                | ③ 世帯 | 24,600円  |
| 第2段階 | ○市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者                            | 個人   | 15,000円  |
|      |                                                | 世帯   | 24,600円  |
| 第3段階 | ○市町村民税世帯非課税で「公的年金収入金額+その他の合計所得金額」が80万円以下である場合  | 世帯   | 24,600円  |
| 第4段階 | ○市町村民税世帯非課税<br>○24,600円への減額により生活保護の被保険者とならない場合 | 世帯   | 24,600円  |
| 第5段階 | ①市町村民税課税世帯～課税所得約380万円(年収770万円)未満               | ① 世帯 | 44,000円  |
|      | ②課税所得380万円(年収770万円)以上～同約690万円(同1,160万円)未満      | ② 世帯 | 93,000円  |
|      | ③課税所得約690万円(年収約1,1160万円)以上                     | ③ 世帯 | 140,100円 |

介護保険では、上記利用者負担段階に応じて介護保険サービスでの滞在費・食費の自己負担が軽減されます。

(表) 特定入所者介護サービス費の基準費用額と負担限度額(特養)

|       | 滞在費    | 食費     |
|-------|--------|--------|
| 基準費用額 | 2,066円 | 1,600円 |
| 第1段階  | 880円   | 300円   |
| 第2段階  | 880円   | 390円   |
| 第3段階① | 1,370円 | 650円   |
| 第3段階② | 1,370円 | 1,360円 |